

# 米UAE(アラブ首長国連邦)原子力協力協定

## 【UAEの原子力政策】

国内法で濃縮、再処理を禁止

## 【協定発効に至るまでの経緯】

2008年 4月21日 原子力平和利用協力に関する了解覚書(MOU)に署名

2009年 1月15日 原子力協力協定に署名(ブッシュ政権)

2009年 5月21日 濃縮、再処理に関する規定を更に厳しくした内容の協定に再署名(オバマ政権)

2009年12月17日 協定発効

## 【協定の特徴】

- UAEは国内に機微な原子力施設(濃縮、再処理、重水製造、プルトニウムを含む燃料製造)を保有せず、当該活動を行わない(**濃縮・再処理を放棄することを法的拘束力のある誓約として規定**)
- UAEが上記に違反した場合、米国は協定に基づく協力を終わらせ、協定対象品目の返還を要求し、90日前の書面通告で協定を終結させる権利を有する。
- 米国起源の使用済燃料の再処理は、両国が認めるUAE以外の国で実施する。米国は協定対象の使用済燃料の英仏両国への再移転に対し、長期にわたる事前の包括同意を付与(**英仏における再処理によって回収されるプルトニウムや他の核分裂性物質のUAEへの返還は想定されていない。**)
- UAEは、米国が協定に従って核物質や技術等の輸出許可を発給する前に追加議定書を発効させなければならない(\* UAEは追加議定書に2009年4月8日署名、2010年12月20日発効)



**UAEとの原子力協力協定、特に濃縮、再処理の禁止を「ゴールドスタンダード」として他の協定にも含めるべきとする議論が米国議会、核不拡散コミュニティにおいて高まる**